

# 原付・小型特殊自動車・電動バイク・ミニカーの標識における、交付・名義変更・返納に必要な持ち物について

※ここで言う「標識」とは、ナンバープレートのこと

このページでは、「事象ごとの必要な手続き」と「持ち物」を記載しています。  
 場合に応じて必要な持ち物が異なるため、手続きごとに必要な持ち物は次ページ以降に記載しています。

このページと「必要な手続き」のページをご覧ください、持ち物を確認してください。  
 なお、次ページ以降は右上部分に手続きの名前が記載されています。

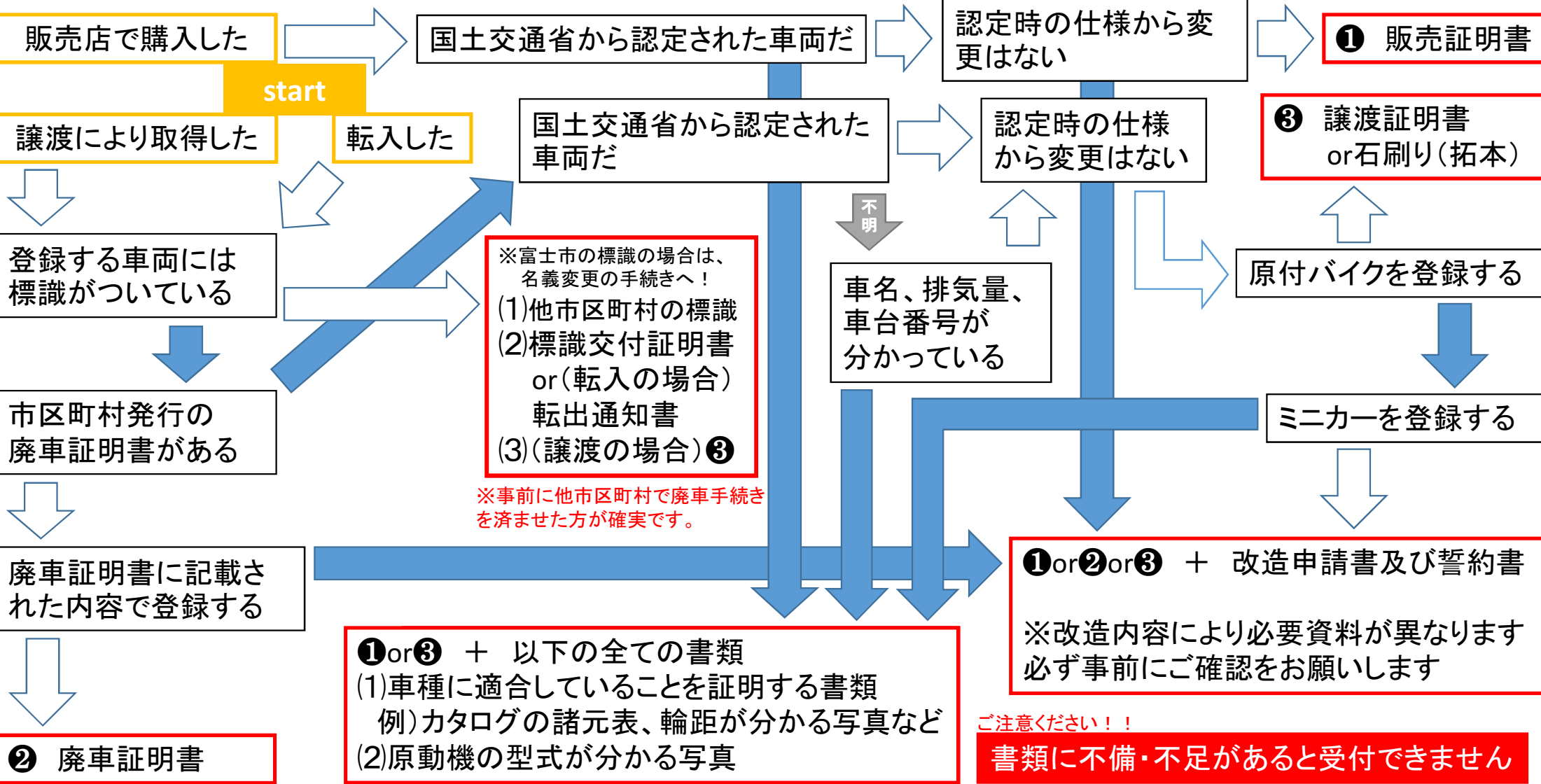
申請書は窓口での記載も可能ですが、記載する事項が分かるようにしてお越してください。

事象	登録(したい)車両に【富士市】の標識が...	必要な手続き	申請書	持ち物(共通)	持ち物(手続きごと)
販売店で購入した	—	<b>新規</b>	軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書	届出者(窓口に来る人)の本人確認書類(マイナンバーカード等)	2ページで確認→
・他市区町村から転入した ・他市区町村の人から譲り受けた	—				
・譲渡により取得した ・名義変更したい	ついていない ついている				
廃棄処分する	—	<b>返納</b>	軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書	//	3ページで確認→
他の人に譲り渡す	—				
他市区町村に転出する	—				
盗難された	—				
交付・廃車証明の再発行	—	<b>再交付</b>	再交付申請書	//	3ページで確認→

原付・小型特殊自動車・ミニカー・電動バイク  
・電動キックボードの標識交付に必要な持ち物

凡例: はい → いいえ

新規



原付・小型特殊自動車・電動バイク・ミニカーの名義変更に必要な持ち物



# 名義変更

登録する車両には富士市の標識(ナンバープレート)がついている

start

標識交付時と同じ排気量だ

ついている標識をそのまま使う

※富士川町ナンバーは使用不可

- (1)標識交付証明書
- (2)譲渡証明書

他市区町村の標識がついている

- (1)他市町村の標識
- (2)標識交付証明書
- (3)譲渡証明書

※事前に他市区町村で廃車手続きを済ませた方が確実です。

※手続きが「名義変更」ではありません※  
「返納」手続き後、「新規」手続きをお願いします。  
当該ページを確認してください。

返納する標識は富士市と書いてあるものだ

start

- (1)標識
- (2)標識交付証明書

# 返納

他市区町村の標識がついている

富士市内で使用する

※富士市では受付できません※

「新規」手続きをお願いします。  
2ページを確認してください。

# 再交付

再交付したい車両は、富士市の標識がついている(ついていた)ものだ

start

- (1)対象車両の標識番号

※富士市では再交付できません※  
該当の市区町村で手続きをお願いします。